

令和3年4月 臼杵市農業委員会定例総会議事録

令和3年4月7日（水）午前9時30分より、臼杵市役所野津庁舎 3階会議室において、会長が4月定例総会を招集した。
本日の出席委員は次のとおりであった。

出席委員

議長 小橋 勇二 会長

1番 後藤 聖憲 委員 2番 藤嶋 祐美 委員 3番 二村 啓二 委員 4番 城野 幸司 委員 5番 疋田 忠公 委員
6番 野上 政憲 委員 7番 佐藤 幸子 委員 8番 竹尾 奈美 委員 9番 柳井 博之 委員 10番 後藤 博幸 委員
11番 中野 定重 委員

農業委員会事務局職員

吉良 圭三 局長 古賀 慎一 次長 首藤 英二 主幹

農林振興課職員

山本 貴雅 副主幹

付議議案

議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第16号 非農地証明願いについて
議案第17号 農用地利用集積計画の決定について
議案第18号 農用地利用配分計画案の意見聴取について
議案第19号 農業振興地域整備計画の変更について

局 長 これより議案審議をよろしくお願い致します。
議長につきましては、白杵市農業委員会 会議規則第7条の規定によりまして、小橋会長にお願い致します。

議 長 それでは、本総会の議長を務めさせていただきます。議事に先立ち、委員の定足数を局長が報告致します。

局 長 定足数の報告を致します。委員総数12名中、本日は全員出席となります。
よって、白杵市農業委員会 会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数を超しておりますので、本日の会議が成立していることを報告致します。

議 長 次に、議事録署名委員の選任でございますが、私に一任いただけるでしょうか。

－異議なし－

議 長 それでは、議席番号1番 後藤 聖憲委員と、議席番号2番 藤嶋 祐美委員に議事録署名をお願い致します。
ただいまから議案審議に入ります。
議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 1ページをお開きください。
議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用貸借権を設定）することについて許可申請書の提出が下記のとおりあったので提案する。

令和3年4月7日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

2 ページとなります。内容について説明致します。

番号 1、畑 671 m² 外 3 筆 合計 1,878 m² を、耕地拡張のため所有権を移転するものです。

以上 3 条申請 1 件については、農地法第 3 条第 2 項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件等の許可要件のすべてを満たすものと考えられます。

お手元に配布しております、農地法第 3 条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思います。3 月 25 日に実施しました現地調査において、調査委員 2 名が判断された農地法第 3 条第 2 項の各号であります。これについて調査委員より、後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。申請地は、次の 3 ページに掲載していますのでご覧ください。

以上、3 条申請 1 件についてご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

柳 井 私、柳井より、3 月 25 日に実施しました議案第 14 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号 1 の申請地の畑について、売買により所有権を取得するものです。

申請地は 4 筆の畑で、トラクターや草刈りにより管理されています。許可後は露地野菜の作付けを行うとのことです。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3 条申請 1 件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 続きまして、推進委員さんより報告をお願い致します。第 22 地区、三島推進委員さんお願いします。

三 島 第 22 地区、推進委員の三島です。

推進委員 番号1の申請地の畑については、売買により所有権を取得するものです。
譲受人は申請地周辺で露地野菜を中心とした農業を行っており、今回は農地を購入することで経営面積の拡大を図るものです。
許可に関して、特に問題はないと思われます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—質疑なし—

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数確認—「全員挙手」—

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。次に、議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 4ページとなります。

議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条第1項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転（賃借権、使用貸借権の設定）するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

令和3年4月7日 白杵市農業員会 会長 小橋 勇二

番号1、畑 225㎡ について、所有権の移転を行い、一般住宅を建設するものです。農地の区分は3種農地となります。

番号2、畑 150㎡ 外1筆 合計194㎡ について、所有権の移転を行い、通信インフラ整備のための通信設備の局舎を建設するものです。農地の区分は3種農地となります。

番号3、畑 57㎡ 外1筆 合計91㎡ について、所有権移転を行い、一般住宅を建設するものです。農地の区分は3種農地となります。以上、5条申請3件については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第5条申請チェックリストをご覧ください、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。

申請地は次の6ページに掲載していますのでご覧ください。以上、5条申請3件について、ご提案申し上げます。

議長 それでは事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

野上委員 私、野上より、3月25日に、柳井委員、事務局2名、玉田調査委員と実施しました議案第15号、農地法5条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号1の畑については、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。申請地は1筆の畑で、このほど区画整理が行われた土地です。審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号2の畑については、所有権を取得し、通信設備用の局舎として利用するものです。申請地は1筆の畑で、このほど区画整理が行われた土地です。番号1と同じく、審査項目の基準はそろっております。

番号3の畑については、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。申請地は2筆の畑で、このほど区画整理が行われた土地です。そのほか、隣接する宅地1筆も使い、住宅を建築するとのこと。これについても番号1、2と同じ区域の中でありますので、審査項目の基準はそろっております。

以上、5条申請3件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 続きます。推進委員さんからの報告をお願い致します。第1地区の玉田推進委員さん。

玉 田 第1地区、推進委員の玉田です。番号1から3については、このほど区画整理がおこなわれた土地です。
推進委員 いずれの土地についても排水などの処理が適切に行われる計画になっており、特に周辺の農業への影響はないと思われま

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

これより議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。次に議案第16号 非農地証明願いについて、事務局より説明をお願い致します。

次 長 7ページをお開きください。

議案第16号 非農地証明願いについて、非農地証明願いの提出が下記のとおりあったので提案する。

令和3年4月7日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号1、畑 50㎡ の土地については、昭和52年より住宅として利用している土地となります。チェックリストについては、④の非農地化から20年以上経過した土地となります。

申請地は次の9ページに掲載していますのでご覧ください。以上、非農地証明願1件についてご提案申し上げます。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

これより議案第16号 非農地証明願いについて、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第16号 非農地証明願いについては、原案どおり承認することに決定致しました。

次に議案第17号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願い致します。

次長 10ページとなります。

議案第17号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおりあったので提案する。

令和3年4月7日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

別冊の農用地利用集積計画（第3号）「令和3年4月7日公告予定」となります。1ページをご覧ください。

この利用権設定集計表は令和3年3月末までに申し出がありました白杵市全体の集計表であります。

説明については1ページの合計で説明します。

田については、21,096㎡ 29筆です。畑については、816㎡ 1筆です。合計面積は 21,912㎡ 30筆です。

次に貸手、借手ですが、貸し手が11名に対しまして、借り手は10名となります。

なお、各筆明細につきましては、4ページから7ページに掲載していますので、ご覧ください。

以上、簡単ではございますが、令和3年4月7日公告予定の農用地利用集積計画（第3号）について、ご提案申し上げます。

議長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第17号 農用地利用集積計画の決定について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第17号 農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することに決定致しました。次に、議案第18号 農用地利用配分計画案の意見聴取について、事務局より説明をお願い致します。

次長 11ページです。

議案第18号 農用地利用配分計画案の意見聴取について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画案について意見を求められたので提案する。

令和3年4月7日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

次 長 別冊の農用地利用配分計画案で説明致します。1 ページをお開きください。
畑 2 筆、合計 3,800 m² を配分するものです。
以上、1 件の配分計画案についてご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第 18 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。
よって、議案第 18 号 農用地利用配分計画案の意見聴取については、原案どおり承認することに決定致しました。
次に、議案第 19 号 農業振興地域整備計画の変更について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 12 ページとなります。
議案第 19 号 農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定により、意見を求められたので提案する。

令和 3 年 4 月 7 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

次 長 こちらにつきましては、主管課が農林振興課となりますので、詳細につきましては農林振興課の担当より説明をしてもらいます。

山 本 農林振興課の山本です。説明をさせていただきます。

副主幹 転用者についてですが、造園業を営んでおります。こちらの方が資材置き場等に利用するために、所有者から借り受けて利用するものとなります。こちらの場所は池原の集落の中にあリまして、周辺は農地が連なっておりませんので、周囲に与える影響はないと考えられます。また、なぜこちらを資材置き場にするようになったかと言いますと、今まで賃貸借契約で別の場所を使用していたのですが、契約満了により資材置き場が使えなくなりまして、今回の農地が最適ということで農振除外の申請に至りました。長年耕作されていませんので、今後も集団的な農地利用は見込めないと考えられますので、農振除外についてはやむを得ないものと考えております。以上です。

議 長 それでは事前に現地確認をしていただいておりますので、担当地区の推進委員さんから報告をお願い致します。
第 15 地区の徳丸推進委員さん。

徳 丸 第 15 地区の徳丸です。4 月 2 日に現地調査を実施いたしました。申請地の登記地目は畑であります。現在耕作されておらず、草や木が生い茂
推進委員 っている状態です。また、申請地に隣接する他の農地はありませんので、周辺の営農条件には支障がないものと考えられます。

申請者は市内で造園業を営んでおり、除外後は資材置き場、車庫および倉庫として利用することで農地転用の確実性があることから、今回の農振除外はやむを得ないものと考えております。以上、調査報告となります。委員みなさまの慎重な審議をお願い致します。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しましてこれより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第 19 号 農業振興地域整備計画の変更について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 19 号 農業振興地域整備計画の変更については、原案どおり承認することに決定致しました。以上で本総会の議案はすべて終了しました。ありがとうございました。